

マシユー「商事裁判所の裁判手続」

〔A・D・コールマン改訂〕

重田晴生

マシユー「商事裁判所の裁判手続」

一 裁判の簡易・迅速な解決は、ひろく訴訟制度一般に共通する課題である。なかでも、商業活動から発生する紛争の場合、こうした要請は最高に尊重される必要がある。ところが、商業社会の特殊な秩序や慣習は、とかく裁判官や陪審のなじまぬところが多いため、ともすれば訴訟遅滞を招き、また時として審理の衡平が失せられることもまれではない。この点、フランス、ドイツをはじめヨーロッパ諸国の法制においては、特に商事案件を審理する特別の商事裁判制度（独立の商事裁判所ないし商事裁判部）が設けられ、商事問題に精通した裁判官の専轄審理による商事紛争の迅速・簡便な処理が立法的に配慮されている（仏商法第六一五条以下、独裁判所構成法第一〇五条一項）。

これに対し、イギリスの場合には、こうした特別の商事裁判所というものはなく、そこにおいていわゆる「商事裁判所」(commercial court)と通称されるものは、実は、一八九五年以降高等法院女王座部の裁判官が与る商事々件表 (commercial list of causes) のことを指し、しかも、ごく最近まで——一九七〇年の司法法 (Administration of Justice Act 1970) が、商事裁判所を既存の海事裁判所と並ぶ女王座部の一裁判部として制定法上の地位を付与し、高等法院の陪席判事が商事々件表に登録された商事々件の審理に当る旨を明文化するまで——それは、単に訴訟法上の意義での女王座部の一法廷を指すものでしかなかった。

ところで、イギリスの司法裁判所に商事々件が登場してくるのは、一八世紀を迎えてからのことである。中世にあつては、商人間の紛争は多分に自治的な各種の地方裁判所（たとえば市場裁判所、宿場裁判所、埃足裁判所、海港裁判所など）において、ロー・マーチャントの定めに則り即決的に処理されていたが、後にそれらは、司法の中央集権化やコモン・ローの獅子Coke 卿の時代を経て早々に衰頽し、代つて、普通法裁判所や海事高等法院が急速にその管轄権を伸長させた。続いて一八世紀の中葉には、商法の開祖 Mansfield 卿の手で近代的な「商事法」の体系化がすすめられ、この体制は一九世紀に入って以後もなお継続されるに至るが、一方徐々に法改革に対するリアクションが現われ、これがまた訴訟手続規定の嚴格的適用を誘つて、次第に裁判遅延と訴訟費用高騰化の現象を生み、特に紛争の即決を欲する商業界を中心に裁判所不信の傾向をもたらしした。そして、このような事態が極限に達した一九世紀後半頃、ようやく商事裁判制度改革の声が上がリ、ついにはこれが一八九四年の女王座部裁判官會議の改革案決議に結実されるのである。

本書 (A. D. Colman, Mathew's Practice of the Commercial Court, 1967(2ed.), Butterworths) は、こうした意味と沿革とをもつイギリスの「商事裁判所」の生成と裁判手続について、商事裁判所の誕生七年後に、初代の商事裁判官であり、また、「Commercial Case Report」第一巻の編者でもある Mr. Mathew (後に Lord Justice Mathew) が著

したものを、一九六七年、法廷弁護士 Anthony D. Colman が、初版以後の手續面での諸改正（特に、一九六二年の商事裁判所利用者會議報告、およびこれをうけた一九六四年の最高法院規則七二の新規定など）と新判例を加え、アップ・ツー・デイトな内容に纏め上げたものである。

本書の構成は、十章に分けられた本論と具体的な手續上のフォーム、ドラフト、および最高法院規則を例示する付録、索引（この部分が計五十余頁を占める）とが、全一三〇頁の中に収められ、この点では概説書の域をでるものではないが、しかしその豊富な実務経験に裏打ちされた解説は、簡潔な中にも比較的内容緻密であつて、著者が序文でもいうように直接商事裁判実務に携わる者から広く法曹家を対象として書かれており、この分野での稀少な参考書の一つといえる。

二 本論は十章から成る。第一章は、商事裁判所の誕生について触れるが、その表題からも窺知されるように、裁判手續面にスペースが割かれる本書の場合、この部分の叙述は極めて大雑把であり、この点は第二・第三章に關しても同様である。

また、本書の記述は、一八七四年一月の Judicature Commission の第三次報告書およびこれに對する反応を示し、一九世紀後半期の裁判機構に關する法改革の胎動に触れる。以下にこの一連の流れを追えば、一九世紀の半途頃から顯著になつた裁判遅延と訴訟費用の高騰化は、商業界の不滿を募り、すでに

当時の商人は、予てよりスピーディな紛争処理で名を売る「仲裁制度」の利用に走る傾向にあった。このため、一八六九年から一八七四年にかけて裁判所機構委員会が設けられ、商業界の愁訴をもうけて商事裁判制度の改革に取り組んだが、格別な成果を収めえず、わずかに商事案件の審理にあたり、その技術的・実務的問題について裁判官を助言する商事補佐人 (business assessor) の陪席を勧告したにとどまった。

その後、一八九一年に Judicature [London Causes] Act が制定され、一八七三年以降閉鎖されていたロンドン市庁舎法廷 (Guildhall) が再開されたが、商事界に対する裁判所の信頼は一向に回復の兆をみせず、事態は一層深刻化した。こうした中で、一八九二年二月に開かれた法廷・事務弁護士合同委員会は、特にロンドン、ミドルサクの商事訴訟を登録する独立の事件表の発行を勧告し、続いて同年八月には、女王座部の裁判官会議において訴訟手続の諸改正と特別の商事案件表 (commercial list) の発行を勧告する決議案が可決されたが、いずれも Coleridge 卿の強い反対にあって保留とされた。しかしその後、一八九四年五月二十四日の同裁判官会議は、再度商事裁判所設置に関する規則を検討し、同年十月二十四日の会合では、この問題を本格的に審議すべく、規則制定委員会を設け、翌年一月十一日の会議では、同委員会から報告のあった、商事案件を専轄する判事の任命と特別の商事案件表の作成に関する勧告を審議し、これを承認した。そしてこれを基礎に、翌年二

月、「商事訴訟原因に関する規則」が告示され、併せて、Matthew 判事を商事裁判官に任命して、ここに現代的な装いの「商事裁判所」が誕生するに至った。

第二章は、一八九五年二月の商事訴訟原因に関する告示の各号 (全十二号) と既存の最高法院の訴訟手続規則との関連を説き、同告示が、決して従来の規則を廃棄して、新たな手続方法を創造するものではない点を説明する。

第三章は、modern court と題し、商事裁判所の変容を、一九六二年の商事裁判所利用者会議報告を中心に、初期の実務の問題点から現行の最高法院規則七二の制定に至る経過について概観する。商事裁判所は、その初代裁判官 Mathew の奮闘も一助して、当初極めて円滑に機能し、仇敵の仲裁制度と比肩してほぼ商業界の期待にこたえていた。また一方では、一九一一年七月および一九一九年十一月の各告示、一九二〇年二月および一九二七年十月の Practice Note など、歴代の各裁判官を中心に流動的な商業界の動静に適合さすべく制度の改善も怠られなかった。とくに、一九四五～六年頃から再び商事案件数の下降が顕著となったことから、一九六〇年十一月十一日、大法官 Kilnair の招集をうけて、異例の商事裁判所利用者会議 (Commercial Court User's Conference) が開かれ、商事裁判所の機能が精査された結果、いくつかの改革点が答申された (1962 Cmnd 1616)。そしてこれを基に、一九六二年二月、Megaw 商事裁判官により裁判手続簡易化のための Practice Directi-

on が発せられた ([1962] 3 All E. R. 527) また同会議の改革案の趣旨は、一九六四年の最高法院規則七二 (R.S.C. Order 72) 以下規則七二という一の諸規定に体现された。

第四章以下の各章は商事裁判所の現行手続を解説する。以下にはその要点を摘記し、商事裁判実務の骨格を紹介することとめる。まず第四章は、商事々件を定義する。商事々件については、一八九五年の「商事訴訟原因に関する告示」第一号が、
「商人および貿易業者の標準的取引から生ずる原因、特に商事書類の解釈・商品の輸出入・運送契約・保険・銀行・商事代理・商慣習を含む」とし、規則七二第一條二項にも同趣旨の定義があるが、いずれも網羅的ではなく、実際には、商事裁判官にその判断と事件の移送に関する裁量権があり、この決定に不服の当事者には控訴院に対する申立の道が開かれている。なお、その実際の範囲は「Commercial Case Report」および「Lloyd's Report」の索引項目でほぼ明確になる。

第五章は、訴訟の開始にあたる召喚状 (summons) を扱う。ここでは、特にロンドンの中央事務局および一定の地方登録所 (Liverpool, Manchester) から発給される召喚状がその書式から自動的に商事々件表に登録されること、およびかかる召喚状の発給については裁判官に申請ができるほか、商事々件表への登録を不適とされたものには、女王座部主事 (master) の審理をうけるべく申請の延長が許される点が指摘される。また、訴訟開始令状 (originating summons) の利用が効果的な

場合、原告が即決裁判を望む場合の申請手続にも触れる。

第六章は、商事々件表への移送に關し、その申請時期、申請が受理される場合、費用、および大法官部・地方登録所からの移送、の各点を解説する。事件が商事々件表において開始されない場合、当事者は事件を商事々件表へ移送すべく申請 (application for transfer) ができる。申請時期については、規則七二第五条にいう原則のほか実務上の例外がある。移送申請は、裁判官 (裁判所にいわゆる「私室として」開く) が事件に商事性を認定した場合にのみ受理され、その決定に対する不服申立もこの点のみに限られる。また、一八九五年の告示第二号および判例により大法官部から女王座部への移送が認められ、また地方登録所からの移送申請については規則七二第三條・第五條が規定する。

第七章は、移送のための召喚状と指図のための召喚状を解説する。移送申請は召喚状による。この召喚状は、原告が商事々件表において訴訟を開始した場合 (規則七二第四條) には不要とされるから、指図のための召喚状 (summons for directions) は、一般に訴答の終結時の書面交換後まで交付されないが、規則七二第八條には例外がある。また、特定の理由から事件が商事々件表で開始されない場合は、移送のための正式召喚状を必要とし、指図のための召喚状の形式をとって公判前に提出され、この場合に、当事者が事件の移送を合意するときは召喚状は通常開示 (discovery) 後まで延長される。このほか、

商事裁判官は商事々件表から事件を除去する権限を有する。

第八章は、訴答 (pleadings) について、訴答なしの審理、主張・答弁の論点、明細書などに論及する。商事訴訟の場合、訴答制度は訴訟遅延と訴訟費用高騰化の大きな原因であった。現行法は、商事裁判官・地方登録官に訴答なしの審理を行なうについての裁量権を付与するほか、当事者に争点に関する合意陳述の準備を命じ、また自らその点を確定する権限を認める。また訴答は簡潔を旨とし、現在は、points of claim および points of defence の記載と同一形式がとられ (規則七二第七條一項)、その手交期間が命ぜられている。なお、一定の場合には明細書 (particulars) が命ぜられる。

第九章は、証拠 (evidence) に関して説明する。一八九五年の告示第六号は、別段裁判所に証拠手続に関する権限を付与しなかった。この点、現行規則三八第二・第三條は、証拠手続の段階で時間と費用の節約を目し種々の権限を認める。また、商事裁判所の実務上、証拠に関して命令がなされる場合は、事実承認、予備的法律問題、略式証明などに対してであり、これらについて具体的な判例が列举される。このほか、海外の証人調べについては実務上特別の手続が採用され、また、訴訟当事者は諸種の証拠手続の無駄を省くべく弁護士が準備した書面目録の交換を行なう。

第十章は、審理 (hearing) に関する。公判の日時は当事者の申請にもとづき商事々件表との兼ね合いで決定され、直ちに

これが大法官庁で商事々件表に記載される。また訴訟費用の算定については、規則六五第二七條十二項に規定があるほか、一九五九年 Supreme Court Costs Rules に細則がある。